資料4

電子媒体による歴史公文書等の移管及び保存へ向けた取組について

平成20年9月4日
独立行政法人国立公文書館

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005

① 電子公文書の管理に係る問題意識

○電子政府化により、公文書の電子的な作成・流通が進展。

○電子公文書は、

・媒体寿命が短い

（⇒媒体変換が必要）

・直接的な視認性・見読性を欠いている

（⇒メタデータの適切な付与、長期保存に適したフォーマットへの変換等が必要）

等の特性があり、その長期的保存・利用を確保するための対応が急務。

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005

② 官房長官懇談会における総合的検討

＜報告書（平成18年6月）のポイント＞

・電子記録は電子媒体のまま保存する

・電子記録の「エッセンス」を長期保存する

・作成時からライフサイクル全体の管理を行う必要があり、メタデータやフォーマットは作成前から適切な対応が必要

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005

③ 電子公文書の移管・保存に向けた取組状況

○2007年度より、長期保存の専門的実証研究を開始。

○今後、実証研究の成果を生かして、
- ・電子公文書移管に関するルールを決定
- ・国立公文書館における移管・保存・利用システムを設計＆構築

○**2011年度より、**
電子公文書等の移管・保存を開始予定。

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005

参考1　システム運用開始までのスケジュール

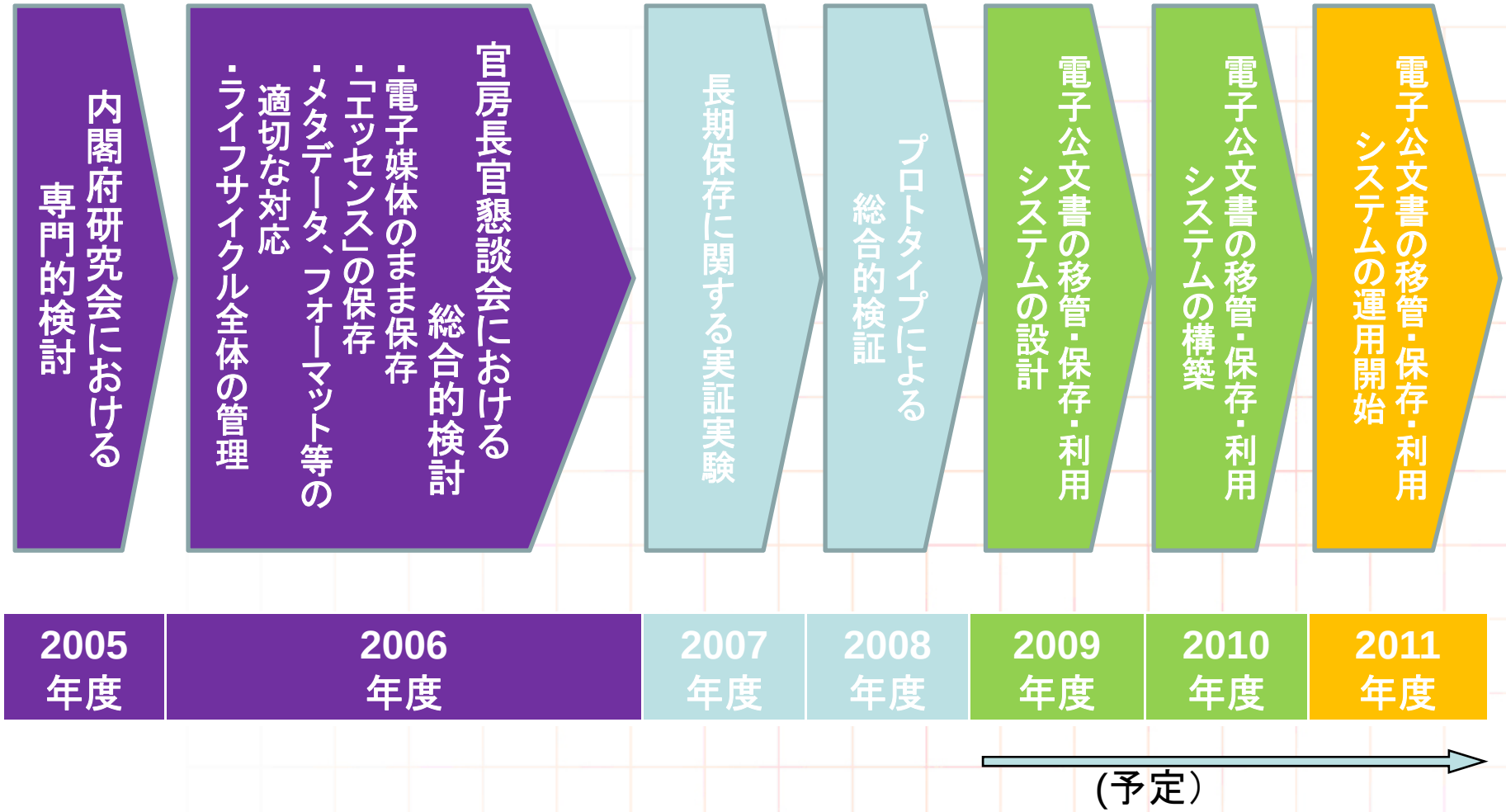

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005

参考2　重点計画-2008

重点計画-2008（平成20年8月20日　IT戦略本部決定）

１．５ 世界一便利で効率的な電子行政
ーオンライン利用の飛躍的向上や簡素で効率的な政府の実現ー

②（１）業務・システム最適化の推進

（ク）電子媒体による公文書等の移管及び保存（内閣府）
　今後、各府省において行政事務の電子的処理が進められることも踏まえ、2011年度から、保存期間の満了した電子公文書等について、電子媒体による国立公文書館への移管及び保存を開始する。
　このため、2010 年度までの間段階的に、国立公文書館における電子公文書の長期保存に適したフォーマット等に関する実証的実験やフォーマット等の策定、電子公文書の移管・移送等に係るルールの検討、国立公文書館における長期保存システムの構築等を実施する。

※重点計画-2007(平成19年7月26日)においても同様の記述あり

All Rights Reserved Copyright © NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN 2005